

## 児童虐待防止対策の抜本的強化について（DV 関連部分抜粋）

平成 31 年 3 月 19 日  
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

（別紙）

（注）**法**・児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案に盛り込む事項

### 2 児童虐待の発生予防・早期発見

#### ⑧ DV の特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DV の特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### （6）DV 対応と児童虐待対応との連携強化等

##### ① DV 対応と児童虐待対応との連携強化

- 法**・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
- ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV 対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DV に関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
- ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴う DV 事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
- ・配偶者暴力相談支援センター及び DV 被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DV と児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
- ・民間シェルターにおける DV 被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおける DV と虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
- ・DV 被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談

支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。

- ・DV被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
- ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

## ② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- ・一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- ・一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

## ③ 婦人相談員の配置の促進

- ・婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

## ④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- ・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。